

令和 6 年度 23 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 7 年 3 月 21 日

担当部・課：総務部危機対策課〔内線 4302〕

① 件 名

石巻市消防団員等公務災害補償基礎額等の見直しについて

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改正されることに伴い、石巻市消防団員等公務災害補償の補償基礎額等の見直しが必要となった。

【目的】

石巻市消防団員等公務災害補償の補償基礎額等を見直すことにより、消防団員等に係る公務災害による損害補償の適正な運用を図るもの

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）

石巻市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年条例第 277 号）

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 7 年 2 月 「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」の公布（令和 7 年 2 月 21 日公布、令和 7 年 4 月 1 日施行）

3 月 石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）

⑤ 主な内容

1 石巻市消防団員等公務災害補償の補償基礎額の改正（第 5 条第 2 項第 1 号、別表第 1 関係）

別表第 1（第 5 条関係）補償基礎額表

（単位：円）

階級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長 （地区団長及び地区副団長）	12,900（12,500）	13,700（13,350）	14,500（14,200）
分団長及び副分団長	11,300（10,800）	12,100（11,650）	12,900（12,500）
部長、班長及び団員	9,700（9,100）	10,500（9,950）	11,300（10,800）

※括弧内は現行の補償基礎額

2 消防作業従事者等の補償基礎額の改正（第 5 条第 2 項第 2 号関係）

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を「9,100 円」から「9,700 円」に、最高額を「14,200 円」から「14,500 円」に改める。

3 扶養に係る補償基礎額の加算額の改正（第5条第3項関係）

（単位：円）

第5条第3項	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区 分	配偶者 （婚姻の届 出をしない が、事実上 婚姻関係と 同様の事情 にある者を 含む。）	22歳に達す る日以後の 最初の3月 31日までの 間にある子	22歳に達す る日以後の 最初の3月 31日までの 間にある孫	60歳以上の 父母及び祖 父母	22歳に達す る日以後の 最初の3月 31日までの 間にある弟 妹	重度心身障 害者
加算額 （日額）	100（217）	383（333）	217（変更なし）			

※括弧内は現行の加算額

4 扶養親族たる子の年齢に係る文言の改正（第5条第4項関係）
「特定期間」を「当該期間」に改める。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

消防団員の公務災害補償について、適正な支給が図られる。

【市財政への負担】

消防団員等公務災害補償等共済基金より支出されるため、受給額の増額による市の財政的な負担は無い。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

他市町村においても同様の改正を行う。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年4月 石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例施行

⑨ その他